

介護予防支援及び第一号介護予防支援（以下「介護予防支援等」） に関する重要事項説明書

1 事業者の概要

名 称	社会福祉法人本永福祉会
代表者名	理事長 本永 史郎
所在地・連絡先	東広島市高屋町高屋堀3486番地
電話番号	082-434-0455
FAX番号	082-434-0465

2 事業所の概要

(1) 事業所の指定番号およびサービス提供地域

事業所の名称	東広島市高屋地域包括支援センター
事業所の所在地	東広島市高屋町高屋堀3486番地
電話番号	082-426-5211 082-434-0455（24時間連絡可）
FAX番号	082-434-0465
事業所番号	3402500148
管理者の氏名	灰谷 賢治
サービスを提供できる地域	東広島市高屋町

(2) 同事業所の職員体制

	常勤	非常勤	兼務の別	計	業務内容
管理者	1名		あり	1名	事業所の従業者及び業務の一元的管理 介護予防支援及び第一号介護予防支援の提供
保健師	1名以上		なし	1名以上	
社会福祉士	1名以上		あり	1名以上	
主任介護支援専門員	1名以上		なし	1名以上	
地域包括支援センター専門員		1名以上	なし	1名以上	

(3) サービスの提供時間帯

提供時間	午前8時30分～午後5時15分
営業日	月曜日～金曜日
休業日	土曜日、日曜日および祝日並びに12月29日～1月3日

3 介護予防支援及び第一号介護予防支援の内容等

(1) 運営の方針

- 一 事業所は、利用者が可能な限りご自宅等で自立した日常生活を送るために、各種介護予防サービスを総合的かつ効率的に利用できるよう指定介護予防支援を提供することに配慮します。
- 二 指定介護予防支援及び第一号介護予防支援（以下「介護予防支援等」という。）の提

供に当たっては、ご利用の方の人格を尊重し、その置かれている環境等に応じて利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう、常にお客様の立場に立った公正中立な提供に努めます。利用者に提供される指定介護予防サービス、介護予防・生活支援サービス事業等（以下「指定介護予防サービス等」という。）が特定の種類又は特定の指定介護予防サービス事業者、介護予防・生活支援サービス事業を行うもの（以下「指定介護予防サービス事業者等」という。）に不当に偏ることのないよう、複数の指定介護予防サービス事業者等の紹介に努め、求めに応じて、介護予防サービス計画原案に位置付けた指定介護予防サービス事業者等の選定理由等の説明を行います。

三 事業の実施にあたっては、保険者、地域包括支援センター、医療機関、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者等及び地域における様々な取り組みとの連携を図り、より良い介護予防サービスが提供されるよう努めます。

(2) 介護予防支援等の内容

介護予防支援等の内容は、次のとおりです。ただし、業務の一部を居宅介護支援事業者に委託して実施できるものとします。

- 一 課題分析（アセスメント）
- 二 介護予防サービス計画及びケアプランの作成
- 三 サービス担当者会議の開催など医療機関、指定介護予防サービス事業者等その他の者との連携調整
- 四 実施状況の把握と評価
- 五 介護予防に資するその他の便宜の提供

4 利用料金

第一号介護予防支援について、料金はかかりません。また、介護予防支援についても、要支援の認定を受けられた方は、介護保険制度から全額支払われますので自己負担はありません。

なお、介護保険適用の場合でも、やむを得ない事情等により、地域包括支援センター（指定介護予防サービス事業者）に支払われない場合、次の利用料を支払っていただきます。利用料のお支払と引き換えにサービス提供証明書と領収証を発行します。

後日、このサービス提供証明書と領収証を東広島市に提出しますと全額払い戻しを受けます。

介護予防支援に係る利用料

指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第129号）に定める額

第一号介護予防支援に係る利用料

東広島市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成28年東広島市告示第146号）に定める額

通常の事業の実施地域（東広島市）を越えて行う指定介護予防支援等を実施した場合、要した交通費として、その実費を徴収します。実費の額については、交通機関を使用した場合は利用した運賃の実費、自動車を使用した場合は、以下の距離別徴収額を基準とします。

- ・片道10km以上～15km未満 300円
- ・片道15km以上～20km未満 500円
- ・片道20km以上 700円

当該費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名又は記名押印を受けることとします。

5 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

利用者との契約成立により、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

①利用者の都合でサービスを終了する場合

お申し出くださればいつでも解約できます。

②自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・利用者が、要介護認定及び要支援認定非該当かつ事業対象者確認非該当の場合もしくは要介護と認定された場合
- ・利用者が介護保険施設へ入所された場合
- ・利用者がお亡くなりになった場合

③利用者からの契約解除

事業者が定められたサービスを提供しなかった場合、その他契約に違反した場合には、直ちに契約を解除することができます。

④その他

利用者や家族等が当事業所や当事業所の職員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合があります。

6 サービス内容等に関する相談・苦情対応

当事業所で提供した介護予防支援に関するご相談・苦情、或いは計画に基づいて実施されたサービスに対するご相談・苦情等がございましたら、以下のところで受け付けます。直接または電話、FAX、郵送、Eメールでも受け付けます。

(1) サービスに関する相談・苦情

東広島市高屋地域包括支援センター

担当者 管理者 灰谷 賢治

電話番号 082-426-5211

F A X 番号 0 8 2 - 4 3 4 - 0 4 6 5

E メール takayahoukatu@misonoryo.com

受付時間 8 : 3 0 ~ 1 7 : 1 5

(土・日・祝日・12月29日～1月3日を除く)

(2) 東広島市高屋地域包括支援センター全体に係る相談・苦情

社会福祉法人本永福祉会

担当者 事務局長 下竹 歳史

電話番号 0 8 2 - 4 3 4 - 0 4 5 5

F A X 番号 0 8 2 - 4 3 4 - 0 4 6 5

E メール main@misonoryo.com

受付時間 8 : 3 0 ~ 1 7 : 1 5

(土・日・祝日・12月29日～1月3日を除く)

直接または電話での受付については、営業時間帯内になります。それ以外の方法でのお申し出については、制限はありません。

(3) 当事業所以外に、次の機関にも苦情を申し出ることができます。

東広島市役所 健康福祉部介護保険課	所在地 広島県東広島市西条栄町8番29号 電話番号 0 8 2 - 4 2 0 - 0 9 3 7 F A X 番号 0 8 2 - 4 2 2 - 6 8 5 1 受付時間 8 : 3 0 ~ 1 7 : 1 5 (土・日・祝日・12月29日～1月3日を除く)
広島県国民健康保険 団体連合会介護福祉課	所在地 広島県広島市中区東白鳥町19番49号 電話番号 0 8 2 - 5 5 4 - 0 7 8 3 F A X 番号 0 8 2 - 5 1 1 - 9 1 2 6 受付時間 8 : 3 0 ~ 1 7 : 1 5 (土・日・祝日・12月29日～1月3日を除く)

(4) 相談・苦情への対応

- ① 相談・苦情受付担当者は、相談・苦情の内容、申立者の連絡先等を苦情等記録簿に記録します。
- ② 相談・苦情受付担当者は、相談・苦情の内容について苦情解決責任者に報告します
- ③ 苦情解決責任者は、当該苦情等に関係する職員等から事情を聴取します。
- ④ 苦情解決責任者は、申し立て内容と職員等から聴取した内容を検討し、事業所側の責任において対処すべき内容のものについては、事業所内で改善策を検討し、その結果について、申立者に連絡し対処します。また、改善策については職員間で共有します。
- ⑤ 申し立て内容が、申立者との理解の相違等によるものと思われる場合は、申立者に、再度苦情等の内容を確認したうえで、その内容について説明します。
- ⑥ 申立者と当方の見解が相違し折り合いがつかない場合は、申立者の同意を得た上で、第三者委員会もしくは介護保険の保険者である東広島市に報告し、解決を図ります。
- ⑦ 上記①～⑥の経緯等について、苦情等記録簿に記録に留め、保管します。

7 事故発生時の対応

サービス提供中に事故及び緊急事態が発生した場合は、ご家族・保険者に報告し、速やかに適切な処置をとらせていただきます。その際、当方の責に帰すべき事由がある場合は、当方が加入している損害賠償責任保険等により補償いたします。

また、事故発生状況及びその後の対応について記録に留め、ご要望に応じて開示いたします。

8 個人情報の保護について

- (1) 事業所は、利用者又はその家族の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めます。
- (2) 事業者が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業者の介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得ます。

9 高齢者虐待防止

- (1) ご利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため、次の措置を講ずるものとします。
 1. 虐待を防止するための高齢者虐待防止の委員会の定期的な開催と従業者に対する研修の実施
 2. 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 3. その他虐待防止のために必要な措置
 4. 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- (2) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者等による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを東広島市に通報します。

10 衛生管理

事業所において感染症の予防及びまん延防止のため、次のとおり必要な措置を講じるものとします。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を概ね6か月に1回以上開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底します。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止の指針を整備します。
- (3) 事業所において、担当職員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に行います。

11 ハラスメントの防止について

サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止する方針の明確化等の必要な措置を講じるものとします。

上記については、ご利用の方又はご家族等からのハラスメントについても同様の措置を講じます。

1.2 業務継続計画の策定

1. 感染症や非常災害が発生した場合においても、利用者に対するサービスの提供をできる限り継続して実施し、サービスを中止せざるを得ない事態が生じた場合にもできる限り早期に業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとします。
2. 担当職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的 to 実施するものとします。
3. 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとします。

1.3 記録の整備・保存

1. 事業者は利用者に対する介護予防支援等の実施について記録を作成し、その完結の日から5年間保管します。
2. 利用者は、前項の記録を閲覧することができるのと同時に、その複写物の交付を受けることができます。
3. 事業者は、利用者が要介護認定を受けた場合、その他利用者から申し出があった場合は、利用者に対し、直近の介護予防サービス・支援計画及びその実施状況に関する書類を交付します。

令和 年 月 日

介護予防支援等の提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて、重要事項の説明を行いました。

事業所 東広島市高屋地域包括支援センター
説明者氏名 氏名 _____ 印

私は、本書面により、事業者から介護予防支援等についての重要事項の説明を受け、サービスの提供開始に同意しました。

利用者 住所 東広島市高屋
氏名 _____